

平成30年3月23日

第4回 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会の開催について

京浜交通圏は、平成27年7月31日付け国土交通省告示第895号において、平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間「特定地域」に指定され、協議会の特定地域事業計画に基づき、合意事業者は事業者計画の認可を受け適正化・活性化を進めてきたところですが、今般関東運輸局長より別添のとおり特定地域の指定期限の延長に対する希望の有無の確認通知がありました。

つきましては、第4回「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を下記の通り開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画希望の方は、開催日の30日前（4月9日・月曜日）までに問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成30年5月9日（水） 14：00～
2. 場所 （一社）神奈川県自動車会議所 5階会議室
横浜市都筑区池辺町3757-3
3. 議題 （1）特定地域の指定期間の延長について
（2）その他 等

本件に関する
お問い合わせ先

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会事務局
(一般社団法人)神奈川県タクシー協会
芦澤・久保田
電話 045-241-3577

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会

会場案内

日時：平成30年5月9日（水）14:00～

（一社）神奈川県自動車会議所 5階会議室
横浜市都筑区池辺町3757-3
TEL：045（932）3249



交通

- J R … 小机駅（横浜線）下車→バス市ヶ尾駅行（15分）→梅田橋下車
- J R … 横浜駅下車→第二バス乗場、西口 20・21番ポール市ヶ尾駅行（40分）→梅田橋下車
- J R … 東神奈川駅下車→バス、西口 3番ポール市ヶ尾駅行（30分）→梅田橋下車
- 私鉄 … 市ヶ尾駅（田園都市線）下車→バス、5番ポール横浜駅西口、新横浜駅前行（20分）→梅田橋下車

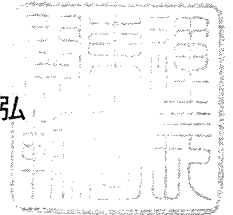
※ 現在、神奈川運輸支局は、庁舎建て替え工事中で車両の駐車はできませんので公共交通をご利用のうえお越し頂けますようお願い致します。



関自旅二第6453号
平成30年3月16日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会
会長 岡村 敏之 殿

関東運輸局長 河田 守弘



特定地域の指定期限の延長について

京浜交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車
運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の
延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長
の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針2. に該当
しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合におい
ては、平成30年5月11日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を報告し
ていただきますようお願い致します。